

# 子どもサポーター派遣事業実施要項

伊丹市教育委員会

## 1 目的

児童生徒の基礎学力の向上をめざし、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るとともに、遊びや相談等児童生徒の学校生活を支援するために、教員志望の大学生等を小・中・特別支援学校に指導ボランティアとして派遣する。

併せて、教員志望者の将来の教員としての資質や能力の向上にも寄与する。

## 2 事業内容

将来教員をめざしている大学生等をサポーターとして登録し、各小・中・特別支援学校の派遣要請に合わせて伊丹市教育委員会が調整の上、各学校に派遣する。

業務内容については、各派遣校と協議の上、決定する。

## 3 事業実施校

伊丹市内の全小・中・特別支援学校

## 4 事業実施期間

5月～翌年3月

## 5 事業の実施方法等

(1) 市内小・中・特別支援学校にサポーター派遣に関する希望調査を行い、サポーター派遣に対する学校の意向および派遣を希望する活動内容を把握する。

(2) 近隣大学等に事業の説明を行い、サポーター登録への協力を依頼する。

登録希望者は子どもサポーター登録カードを伊丹市教育委員会に提出する。

(3) 各学校から提出された希望調査書(様式1)により、各学校と調整の上、サポーターを派遣する。サポーターは派遣先の学校長にサポーター確認書(様式2)を提出するものとする。

(4) 各校のサポーター受け入れ窓口は原則として教頭とし、サポーター指導の中心的な役割を果たす。

(5) サポーターの派遣は原則として1校について1人とし、派遣回数は週に1回程度とする。また、派遣期間及び派遣日等については、サポーターと学校の双方の協議の上決定する。

(6) 各学校は毎月末に子どもサポーター実績報告書(様式3)を提出するものとする。

## 6 活動内容

(1) 教科学習の指導補助(授業補助・個別指導補助・実技指導補助等)

(2) 休み時間や放課後における子どもの補習補助や遊びの支援

(3) 休業日や長期休業中等の補習補助

(4) 不登校等教育的支援の必要な児童・生徒への支援

## 7 諸謝金・保険等

(1) 1回の派遣につき1,000円を支給する。

(2) 子どもサポーターは、学校支援ボランティアとして登録し、サポーターを被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

付則

この要項は平成17年4月1日から施行する。

付則

この要項は平成18年4月1日から施行する。

付則

この要項は平成19年4月18日から施行する。